

第5回小委員会の主なご意見と対応案

1. 制度の目的・在り方についてのご意見

	ご意見	対応案
1	(大塚委員) 循環型社会形成の推進を主目的とすることが新たなリサイクルの方向性を提示するとの記述については、これまでの個別リサイクル法が循環型社会形成を主眼としていないように読み取ることが出来てしまう。目的の強度の問題であることは理解できるが、誤解を招かないように表現を工夫いただきたい。	ご指摘を踏まえ、資料2の制度の目的の記載などを修正。
2	(佐々木委員) 個別リサイクル法も当然循環型社会形成を目的としているので、循環型社会推進が大きな目的だから義務をかけないというのはおかしい。	
3	(崎田委員) これまでの国や企業のリサイクルの取組も循環型社会形成を目的としている。新たに資源確保等の視点が入ったことを踏まえれば、総合的な意味の新しい循環型社会づくりを明確に進めていく大きな転換期の仕組みづくりということを強調すればよいのではないか。	
4	(黒瀬委員) 循環型社会の形成を大きな目的とするとしつつ、資源確保や廃棄物処理の観点では非常に否定的な言い方になっており、矛盾している。表現を工夫すべき。	
5	(下井委員) 循環型社会の形成を大きな目的とするから、促進型の制度とするという点は論理的説明がつかない。すぐに実施しなければ即大きな問題が発生するというものではない、ということから促進型とする方が説明ができるのではないか。	
6	(森本委員) 義務的参加タイプではなく、促進型の制度を目指すという方向性は望ましいと考える。	事務方としては、まずは促進型で制度設計すべきと考えており、今後の方向性については、制度の運用実態を踏まえて検討すべきと考えている。
7	(岡嶋委員) リサイクル制度の在り方を促進型で考えることは妥当だと考える。実効性を考えれば義務型が望ましいかもしれないが、近年の経済情勢等を踏まえれば、促進型が望ましいと考える。	
8	(下井委員) 促進型から義務的な方に向かっていくのかという点は今後の大きな論点であり、ある程度共通認識が必要なのではないか。	
9	(岡嶋委員) 促進型を考える場合、地域についてもまずはできるところから実施することになると思うが、多少の時間的なずれはあるにしても、基本的には全国同じ取組を行わなければ消費者が混乱することとなる。このため、できるだけ早く全国一律の制度となることが望ましいと考える。	なるべく多くの自治体に御参加いただきたいと考えているが、自治体の状況を踏まえると全ての自治体に参加を義務付けることは困難と考えている。また、御参加いただいたとしても自治体ごとに最適な回収方法が異なるため、その意味でも全国一律の制度化は困難と考えている。
10	(稲葉委員) 制度を促進型とするのは現実的であると思うが、自治体の参加は挙手制とするのか、採算可能区域を示すなどして参加を促すのか。	幅広く自治体の方に御参加いただきたいと考えているが、リサイクル実施主体にも過度な負担がかからないような制度設計を検討したいと考えており、どのような方法が望ましいか、ぜひご議論いただきたい。
11	(佐々木委員) 自治体の役割は大きいので、やはり全国の自治体が参加しやすい、のって良かったという仕組み作りを考えてもらいたい。	関係者の皆様のご意見をいただきながら、皆様が取り組みやすい仕組み作りを行ってまいりたい。
12	(崎田委員) 小型電気電子機器は一般廃棄物として排出される割合が高いので、自治体の役割を期待しながら、仕組み作りを進めるべきと考える。また、販売店での店頭回収や既存の業界における取組等も包含し、自主的に取り組めるような制度設計が望ましい。	

13	(崎田委員) リサイクルに費用がかかる場合には、費用負担を消費者もともにするというのが習慣付いてきた。できるだけ費用負担がないようにとのことだが、実際に資源化するのに費用がかかるようになったとき、費用はどうやって負担するのか、消費者なのか、消費者負担をなしでやるならどうするのか、最初から明確に話し合っていくべき。	消費者から料金徴収することとした場合、前払いであればそのリサイクル料金の管理が必要となり、後払いであればわざわざ小型電気電子機器を小売店に持ち込んでくれるかという問題がある。また、品目を限定し、その品目について一定のリサイクル費用をメーカーから徴収することとした場合、柔軟に対象品目を追加することが困難となる。さらに、自治体から徴収することとした場合、自治体の参加率が低下してしまうおそれがある。 促進型の制度で実効性が上がらなかった場合には、料金徴収も含めた制度の見直しが必要となる可能性はあるが、現時点においては、料金徴収なく制度を開始することが望ましいと考える。ただし、対象品目を広げた場合には何らかの費用負担が必要となり得ることから、この点についても本日ご議論いただきたい。
14	(白鳥委員) 資源価格の変動のリスクや、省資源化の流れを考えると、料金徴収が必要なのではないか。	
15	(大塚委員) 受益者の概念が曖昧である。ここでは、どこまでの範囲を受益者と想定しているのか。	受益者とは、国民も含めた全ての関係者である。受益者と関係者は同じ意味で用いており、「関係者」に用語を統一した。
16	(下井委員) 受益者と関係者という用語が使用されているが、両者の区別はされているのか。	

2. 対象品目・対象鉱種についてのご意見

	ご意見	対応案
17	(代田委員) 基板等を含むものを対象とするとあるが、基板を含んでいれば産業廃棄物も含むのか。	小型電気電子機器であれば、一般廃棄物に限らず、産業廃棄物も対象と考えている。
18	(中杉委員) 小型電気電子機器が最後に残されているリサイクル可能な製品であるように記載されており、それは適切ではないのではないかと。	資料2に小型電気電子機器は「市町村等の施設で回収される鉄とアルミニウムを除けばリサイクルが進んでおらず、特に回収技術が確立されているベースメタルや貴金属の回収が課題となる製品分野のひとつである」との表現に修正。
19	(中杉委員) 「鉄やアルミニウムについてはリサイクル可能なことから、特に、小型電気電子機器に含まれる基板等から…」とあるが、なぜ基板が対象になるのか、論理的説明が不十分ではないか。	有用金属が含有されている基板等がリサイクルされていない実態があり、有用金属のリサイクルを考える場合、まずは現状リサイクルされていない基板等を対象とする必要があるといった表現に修正。
20	(代田委員) 基板を含まない製品は検討の対象外とすべきではないか。	対象品目については、基板の含有の有無が検討の観点のひとつであると考えているが、採算性や消費者のわかりやすさといった観点も含め、今後、小委員会にて具体的に議論を行っていきたい。
21	(大藪委員) 基板は自治体では処理ができないから、基板を含む製品を制度の対象とすると読める。最初の絞り方としてはあるかもしれないが、小型家電に限定せず、もう少し応用の利く制度の方がより有意義なのではないか。	
22	(岡嶋委員) 小型電気電子機器は家電リサイクル法の対象以外のものを指すとのことであり、資料1別紙等を見ると中型機器も含まれている。消費者にとって「小型電気電子機器」という括りはわかりづらいのではないかと。消費者がわかりやすい対象品目であることが必要。	
23	(中島委員) 表13には黒字で金属回収可能な品目に「◎」、「○」がついているが、「○」のところは集中的に物を流してコストを下げないと、無償での回収は現状厳しい。	効率的な物流によりコストを下げられるような制度設計をしていきたい。

24	(中杉委員) 小型電気電子機器だけでやるという考えなのか、今後のレアメタル確保を見据えてまずは小型電気電子機器から始めようという考えなのか。	技術的・経済的に回収が可能な貴金属やベースメタル・一部レアメタルが回収されていない小型電気電子機器を対象にリサイクル制度を構築することを考えており、廃工業製品について対象にすることは考えていない。
25	(白鳥委員) 回収対象品目の範囲を、他の廃工業製品にも広げるべき。	
26	(村上委員) 新しいものがどんどん出てくると思うので、対象品目は柔軟に追加できるようにすべき。また、対象鉱種についても、早急な対応が求められる可能性があるため、見直しを柔軟にできるような仕組みとした方がよい。	ご指摘を踏まえ、可能な限り柔軟な仕組みとしていきたい。
27	(山口委員) 「○」がついているハンドヘルドゲームについて、これらの玩具は将来的には存在しなくなる製品であり、量も少ないことから、採算性は厳しいと考える。	個別品目毎に回収を行うことは想定しておらず、特定の品目のみに関する採算性を考慮する必要はないと考えているが、具体的な対象品目については、今後議論をお願いしたい。
28	(加藤委員) 有価となるものだけを対象とするのか、廃棄物も対象とするのか。実際には有価となるものをメインとしつつ、部分的には廃棄物も対象となるのだと思うが、その境界をどのように考えるのか。	廃棄物か有価物かというのは、市況によって変動するものである。廃棄物か有価物かに関係なくリサイクルできる仕組みを構築したいと考えている。

3. 回収方法・回収率についてのご意見

	ご意見	対応案
29	(佐々木委員) 回収率は徐々に上げていくものであると理解しているが、目指すべき回収率としている20%~30%は、何年程度で達成しようと考えているのか。	法律が施行される時点で20%~30%であることを目指しているが、それまでの施行準備期間で回収率を向上させていきたいと考えている。
30	(木暮委員) 製品を退蔵している消費者に排出をさせ、排出した際に不適正なルートに流れないようにするためには、普及啓発が鍵となると考える。	いかに国民に排出していただくかが最大のポイントであると考えており、本日の関係者の役割分担に関する議論を踏まえて、回収方法について、次回小委員会において議論する予定。
31	(崎田委員) 消費者が排出しやすく、また排出方法が消費者に伝わりやすいような仕組み作りが重要である。	
32	(代田委員) 回収率が20~30%を目指すところがあるが、実態を考えると目標としては相当ハードルが高い数値に思われる。	
33	(森本委員) 消費者が退蔵している小型電気電子機器を無理に排出させることはできないので、回収率向上を目指すとしても、まずは現実的な回収率を設定し、これに取り組む事業者にも効率的な収集と処理が継続的にできるように、規制緩和をして仕組み構築を目指すべき。	
34	(佐々木委員) 今後の論点となっている回収方法について、採算性や効率性をどう担保するのか、具体的な議論を行い深めていきたい。	
35	(黒瀬委員) 回収率の設定とその実現に向けた具体的な施策を示してもらいたい。	
36	(塚崎説明員) 消費者からの回収率の向上が重要だと考える。そのためには拡大生産者責任を明記し、消費者が排出しやすい仕組み作りが必要だと考える。	

37	(佐々木委員) 消費者の退蔵を解消するためには、排出する際にインセンティブがあることが望ましいのではないか。その点も今後検討してもらいたい。
38	(崎田委員) 排出する仕組みがあれば出します、という人が多い。ポイント制など、排出を意識づけるインセンティブがあると更によいのではないか。

4. 分析方法やデータについてのご意見

	ご意見	対応案
39	(大藪委員) 先行的取組事例の分析について経済産業省と協力して対応することだが、具体的な分析の切り口を示してもらいたい。物流コスト、資源価格の下落、法律上の制約等、先行的取組事例ではどのように対応しているのかを整理する必要があると考える。その上で、先行的取組事例で解決できていない共通課題としてどのようなものがあるのかを抽出してもらいたい。この分析が制度のあり方を検討する方法論に繋がるものと理解しており、その中で国の役割も明確化して欲しい。	「小型家電リサイクルの先進的取組事例に関する研究会」の第1回が9月9日に開催され、10月中にとりまとめを行うこととされている。研究会においては、先進的取組事例の成功要因・制約条件の分析、自治体や事業者等の連携の仕組み・ノウハウの抽出等を行うこととされており、その研究会の成果については、本小委員会にご提供いただける予定。
40	(海野説明員) 資料1において、カー用品、携帯電話、PCを小型電気電子機器から区別するとしており、これは正しいと思う。しかしながら、資料2ではこの四分類(小型電気電子機器、カー用品、携帯電話、PC)が一貫していない。	分類についての表現は一貫させ、カー用品、携帯電話、PCについて内数表記をする。
41	(代田委員) 家庭用磁気・熱療法治癒器とはどのようなものなのか。台数が多いように感じる。	マッサージ器以外の磁器や熱を使用した治療器具の総称である。使用データを確認したところ電気・電子機器ではない製品が使用データに含まれていたことが判明したため、当該データを除外する形で修正(25,825,294台を87,718台に修正)。
42	(代田委員) カースピーカーの排出台数が多いが、カースピーカーも含めたカー用品は産業廃棄物として排出されることが多いのではないか。もしこの表8に産業廃棄物にあたるものも含まれているのであれば、P.10に記載されている「一般廃棄物最終処分量の4.35%に相当する」という表現は適切ではないのではないかと。	ここでは産業廃棄物になるものも含まれる。「一般廃棄物最終処分量の4.35%に相当する」という表現は適切ではないので修正する。
43	(新熊委員) 表12の費用対効果分析では、収集された使用済小型電気電子機器は有価物であるはずだが、P.19には自治体の手解体までしないと有価物とならないという表記もあり、矛盾を感じる。手解体までしないと有価物とならないというのが実態であるならば、使用済小型電気電子機器を回収したとしても自治体でたまるか、海外への流出が促進されることになりかねないのではないかと。	効率的な物流を行うなど一定の条件が整った場合には、有価物となる場合が多いと試算しているが、制度がない現状においては条件を整えることが難しく、手解体までしないと有価物にならない場合もあると考えている。
44	(大藪委員) ごみの組成調査が1自治体の事例のみであるのは不十分だと考える。都市部でない郡部の自治体のごみの組成調査のデータも入れるべき。	ごみ組成調査のサンプル数を増やすべく、9月～10月を目途に都市部の自治体にてごみ組成調査を行う予定で検討しているところである。また、早急に郡部の自治体でもごみ組成調査を行うべく、自治体の選定を行っているところである。

5. 廃棄物処理法との関係についてのご意見

	ご意見	対応案
45	(森本委員) 今後の論点に、廃棄物処理法の見直し、規制緩和も入れるべきである。	廃棄物について、その移動や保管などが厳しく管理されているのは、取引価値がないこと等によりぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性を常に持っているためである。そのため、リサイクルを行う場合に単純に廃棄物処理法の規制を外せば良いというものではないが、環境保全上適切な取扱いを行うことが別途担保されるのであれば、適正なリサイクルの促進のため、一定の特例は必要であると考えている。
46	(佐々木委員) 広域処理のため廃掃法から外せばよいと単純にはいかない。自治体の処理計画の整合性等とも調和が必要。	
47	(黒瀬委員) 廃棄物処理法の見直しを今後の課題にあげていただきたい。	
48	(白鳥委員) 広域回収や保管上限の撤廃など廃棄物処理法の規制を緩和してほしい。	

6. 不用品回収業者・海外流出対策についてのご意見

	ご意見	対応案
49	(加藤委員) 排出時に「お金を支払った」とする人がいるが、その相当の部分が廃棄物処理法に違反した引き取りである可能性があり、それが海外での不適正処理につながっている。不適切な流れを止める仕組みが必要であり、その仕組みができなければ良い制度にはならないと感じた。	使用済み電気・電子機器が途上国で不適正に処分されることがないように、10月から、バーゼル法の適切な施行・運用等の検討を開始する。その他海外での不適正処理を防止するための措置について検討する。
50	(白鳥委員) 海外流出防止対策をしっかりと行ってほしい。	
51	(大藪委員) 市中の不用品回収業者から海外に流出する実態については調査が必要ではないか。制度をつくってもアウトサイダーは何も変わらないということを危惧している。	

7. その他のご意見

	ご意見	対応案
52	(海野説明員) 資源有効利用促進法や携帯電話リサイクル推進協議会との整合を進める際に、経済産業省の参加は不可欠だと思う。環境省と経済産業省で歩調を揃えて、先行事例の分析や不適正な海外流出防止等に取り組んでもらいたい。審議会を環境省と経済産業省合同で実施してもらいたい。	先行事例の分析や不適正な海外流出防止に係る検討について経済産業省と連携して進めているところであり、今後とも引き続き連携していきたい。
53	(岡嶋委員) 個人情報を含む品目については、消費者の皆さんへの案内に迷わないよう、明確なルールをしっかりと検討してもらいたい。	個人情報の取扱いについては、重要な論点であると認識しており、回収方法の議論の際に併せてご議論いただきたい。
54	(崎田委員) リサイクルについての議論を進めることはよいが、リユースの議論が不十分になっているのではないかと。不適正なリユースは取り締まるべきだが、適正なリユースはより促進していくべきと考える。	リユースについては、環境保全上の効果の点から推進することが望ましいと考えており、リユースに関する様々な活性化を図るため、平成21年度よりリユース推進に向けた課題や支援策を検討しているところ。
55	(崎田委員) 家電リサイクル法との整合性については、対象製品の棲み分けをするだけでなく、明確に発信できるような統一的な家電全体としての捉え方を考える必要がある。	本小委員会の諮問に基づき可能な範囲において、家電リサイクル法との整合性について検討していきたい。